

国分寺市包括施設管理業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

※実施要領 p13 第一次審査 審査項目(11)の配点に誤りがありましたので修正します。

令和 5 年 4 月 26 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市政策部公共施設マネジメント課

担 当：久保・増田

住 所：〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1

電 話：042-325-0111（内線 498）

E-mail：ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺市包括施設管理業務委託

(2) 事業目的

国分寺市包括施設管理業務委託は、複数の公共施設の維持管理業務を包括的に委託管理することによって、統一した考え方による適切な維持保全を実現するための維持管理手法として実施するものである。

本業務の実施により、予防保全型の維持管理への転換による公共施設の維持管理水準、安全性の向上及び長寿命化、並びに施設管理業務の効率化を図り、市民サービスの更なる向上と長期的な視点をもった持続可能な公共施設マネジメントを推進することを目的とする。

上記目的を達成するため、価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式により選定する。

(3) 対象施設・対象業務

【国分寺市包括施設管理業務委託仕様書【参考】における別紙1 対象施設・対象業務一覧】及び【別紙6 各業務仕様書】参照

なお、各業務仕様書は、「国分寺市包括施設管理業務委託仕様書」を踏まえたうえで、優先交渉権者と協議を行い決定する。

※対象施設・対象業務は、現時点のものであり、業務実施前、業務実施時及び業務実施中において変動が生じる場合がある。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

※保守点検等業務の履行は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないとき認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 委託料

① 委託料について

1,126,274千円（業務期間5年間の総額。消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】令和5年度 0千円

（保守管理等業務 0千円，修繕 0千円）

令和6年度	219,410千円		
	(保守管理等業務	171,011千円,	修繕 48,399千円)
令和7年度	230,586千円		
	(保守管理等業務	182,187千円,	修繕 48,399千円)
令和8年度	218,445千円		
	(保守管理等業務	170,046千円,	修繕 48,399千円)
令和9年度	216,664千円		
	(保守管理等業務	168,265千円,	修繕 48,399千円)
令和10年度	241,169千円		
	(保守管理等業務	192,770千円,	修繕 48,399千円)

※ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意する。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。超えた場合は失格とする。

※「(3)対象施設・対象業務 ※」を踏まえ、その際は上記委託料上限額も変動する。

※令和5年度（令和5年度に業務委託されていないものは直前年度）の予算額を基に、人件費及び物価上昇率の実績値を考慮している。

※委託業務に係る費用の他、マネジメント業務に係る費用を含んでいる。

② 委託料の支払い方法について

「国分寺市包括施設管理業務委託仕様書」の「第1章 総則 12. 委託料の支払い、変更」参照

(6) 施設の利用等

① 本業務の受託者は、業務の実施に必要な範囲において、市が保有する施設を利用できるものとする。

② 市は、受託者に対して、業務従事者等の事務所として必要な場合は、市役所第3庁舎4階(403号室)1室(約40㎡)を無償で提供する。また、市役所内の空スペースに2台程度の駐車場所を確保し無償で提供する。ただし、提供期間は新庁舎への移転(令和7年1月)以降、現在の市役所を解体するまでの期間とし、詳細は市との協議による。備品、PC、インターネット回線等は受託者の負担とし、その他詳細について、別途協議の上、決定する。

なお、①及び②において必要となる光熱水費は、本市が負担する。

(7) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルのスケジュール

・事業者選定スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	実施要領等の公表	令和5年4月26日（水）から 令和5年6月23日（金）まで
2	質問受付	令和5年5月15日（月）から 令和5年5月22日（月）午後5時まで
3	質問回答	令和5年5月29日（月）まで
4	企画提案参加申込書等受付	令和5年6月12日（月）から 令和5年6月23日（金）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和5年7月4日（火）
6	第一次審査結果通知	令和5年7月14日（金）まで
7	第二次審査 （プレゼンテーション・ ヒアリング審査）	令和5年7月26日（水）
8	第二次審査結果通知	令和5年8月10日（木）まで
9	優先交渉権者との協議 （提案内容に基づく仕様書 最終調整）	令和6年2月末まで
10	契約締結	令和6年3月29日（金）まで
11	業務開始	令和6年4月1日（月）

・事業スケジュール

	項目	期間等
1	包括施設管理委託の実施	令和6～10年度（5年間）

3 公募方法

(1) 公募方法

(2) 企画提案参加申込書の受付期間

令和5年6月12日（月）から令和5年6月23日（金）午後5時まで

（公表期間 令和5年4月26日（水）から令和5年6月23日（金）午後5時まで）

4 参加資格について

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は，本業務を遂行する能力を有し，参加申込書提出時点において，以下の要件を全て満たす事業者（個人での参加は不可）とする。ただし，共同企業体で参加する場合は，構成員数は2者以内，構成員の出資比率^{※1}は30%以上とし，主たる構成員は最大出資比率の構成員とし，主たる構成員及びその他の構成員は以下の①～⑧の要件を満たしているものとする。

※1 出資比率とは，「①共同企業体運営のための財産的基礎を構成員間でどのように分担するか。②当業務委託により生じる利益の配分（あるいは損失の分担）の割合。」をいう。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則第35条の規定による資格審査サービスに登録している者であること。
- ③ 国分寺市もしくは国（公社・公団含む）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 会社更生法，民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。
また，破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中の者でないこと。
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 法人税，法人事業税，消費税及び地方消費税を完納していること。

(2) 配置統括責任者の要件等

- ① ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有していること。
- ② 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができる能力を有していること。

(3) 共同企業体による参加

共同企業体による参加をする場合は、次のとおりとする。

- ① 共同企業体とは、事業者がJVを組成するものとし、協力事業者としての関係にあたる場合を除くものとする。
- ② 共同企業体は、統括責任者が在籍する事業者を代表事業者として定めるものとし、代表事業者が手続きを行うものとする。
- ③ 単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- ④ 1事業者が複数の共同企業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ⑤ 共同企業体により参加申込みをした後においては、当該共同企業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めない。

(4) 業務体制

「国分寺市包括施設管理業務委託仕様書」の「第1章 総則 6. 業務体制」参照

(5) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

5 実施要領等の取得について

(1) 掲載期間

令和5年4月26日（水）から令和5年6月23日（金）午後5時まで

(2) 取得方法

国分寺市ホームページ (<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/index.html>)

>発注・入札>「国分寺市包括施設管理業務委託事業者選定公募型プロポーザルの実施について」から、別紙1から別紙5はダウンロードすること。なお、窓口（紙）での配布は行わない。

ただし、別紙6は、希望する事業者にのみ配布する。希望する事業者は、令和5年6月9日（金）までに事務局まで電子メールにより行うものとする。

- ・別紙1 対象施設・対象業務一覧
- ・別紙2 施設概要一覧
- ・別紙3 特定建築物定期点検リスト
- ・別紙4 修繕履歴一覧（過去3年分）
- ・別紙5 令和4年度（直近年度）予算額・契約額一覧
- ・別紙6 各業務仕様書

事務局 国分寺市役所 政策部公共施設マネジメント課

メールアドレス：ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

送付件名：【資料希望】包括施設管理業務委託のプロポーザルに係る
資料

なお、電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

電話番号：042-325-0111（内線498）

電話受付時間：閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
資料はデータ（PDF形式等）を添付したメール送付による提供とし、窓口での紙及びUSBやCD-R等の記録媒体による配布は行わない。

また、本データは最終結果通知までに消去し、消去したことについてメールで報告すること。

6 企画提案の参加申込みについて

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

■提出するもの

番号	書類名 ※1	指定様式 ※2		紙部数
①	企画提案参加申込書 ※3	様式第3号	代表者印	1部
②	企画提案書 ※4	様式第4号 及び任意様式	—	正1部 副11部
③	事業者概要	様式第5号	—	1部
④	契約実績届出書 ※5	様式第6号	—	1部
⑤	統括責任者の実績 ※6	様式第7号	—	1部
⑥	見積書 ※7	様式第8号	代表者印	1部
⑦	・直近の法人事業税（地方法人特別税を含む） の納税証明書 ・納税証明書その1（法人税） ・納税証明書その1（消費税及び地方消費税） ・財務諸表（直近1年の貸借対照表，写し可）	—	—	各1部
⑧	共同企業体の組成を証する書類（協定書等）の 写し ※8	任意様式		

※1 書類は、①から⑧の順序で製本し、インデックスを付け、A4縦ファイルに綴ったうえで、表紙及び背表紙に「国分寺市包括施設管理業務委託」と記載し、提出すること。なお、正本のみ、その下に応募事業者名も記載すること。

※2 様式のサイズはA4とし、A3用紙を添付の場合はZ折りとする。

※3 JVによる応募の場合、（別添1）（別添2）もあわせて提出すること。

※4 企画提案書は、様式第4号に従い作成すること。

※5 平成30年度から令和4年度までの間に地方公共団体から委託された同種業務の契約内容を全て記載すること。また、案件ごとの受託契約書の写しを提出すること。

※6 ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有することを示すこと。

※7 見積書は、5年間の総額及び年度ごとの内訳を記載すること。

内訳には、保守管理等業務及び修繕の金額をそれぞれ記載すること。

ただし、内訳は各年度の保守管理等業務及び修繕の委託料上限額を超えてはならない。

なお、見積書の作成に当たり、市内・現行事業者等への参考の見積協力等は制限する。

※8 必要な場合のみ。

(2) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ② 企画提案書の提出後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 企画提案書の作成に当たっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるように作成すること。
- ④ 著作権は、応募事業者に帰属する。
- ⑤ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。また、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。
- ⑥ 提出された企画提案書の返却は行わない。
- ⑦ 企業パンフレット等の提出は不要とする。
- ⑧ 企画提案のほか、契約までにかかる一切の費用は応募事業者の負担とする。

(3) 提出場所（事務局）

〒185-8501 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市役所第 3 庁舎 2 階
政策部公共施設マネジメント課

(4) 提出期間

令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 6 月 23 日（金）午後 5 時まで
閉庁日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(5) 提出方法

企画提案書は、提出場所に直接、持参すること。なお、必ず事前に電話し、提出日時の確認をとること。

電話番号：042-325-0111（内線 498）

電話受付時間：閉庁日を除く午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで

7 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第 2 号）を使用し提出すること。

また、期間中、質問書の提出は複数回行っても差し支えないものとするが、可

能な限りまとめて提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質問
- ・問い合わせ期間外の質問
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質問

(2) 提出方法（電子メールのみ）

質問は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

事務局 国分寺市役所 政策部公共施設マネジメント課

メールアドレス：ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

送付件名：【質問書】包括施設管理業務委託のプロポーザル

なお、電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

電話番号：042-325-0111（内線 498）

電話受付時間 閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

(3) 提出期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月22日（月）午後5時（必着）まで

(4) 回答方法

受付した質問に対しては、令和5年5月29日（月）までに国分寺市ホームページで質問内容と合わせて全てまとめたものを公表する。その際、質問者の情報は一切公表しない。また、個別での回答もしない。

8 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市包括施設管理業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評

価し、優先交渉権者を選定する。

① 一次審査（書類審査）

- ・一次審査は、企画提案参加申込書等を提出した者のうちから、書類審査により二次審査対象となる者を選考する。
- ・審査委員会は非公開とする。
- ・一次審査終了後、応募事業者全てに対して事務局から令和5年7月14日（金）までに様式第9号で電子メールにて通知する。併せて、二次審査の日時等についても通知する。
- ・公平性の確保のため、企画提案書に応募事業者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

② 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

- ・二次審査は、一次審査通過者におけるプレゼンテーション及びヒアリングにより、二次審査における各項目に対し評価点を付けるものとする。また、一次審査における（6）～（11）の項目に対し評価点を再度評価できるものとする。
- ・委員会は非公開とする。
- ・実施日は令和5年7月26日（水）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。なお、応募事業者の都合により変更はできない。
- ・優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。
公平性の確保のため、企画提案書に応募事業者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

(3) 事業者説明方法

- ① 企画提案書に基づきプレゼンテーションの説明及び審査委員によるヒアリングを行う。
- ② 企画提案書に基づくプレゼンテーションの説明は20分以内とし、ヒアリングは30分以内とする。（準備はプレゼンテーションの時間に含まないものとする。ただし、5分以内とする。）
- ③ 出席者は4名以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。
なお、共同企業体の場合は、代表事業者が必ず出席すること。
- ④ 統括責任者となる方は必ず出席すること。なお、出席者4名に含まれるものとする。
- ⑤ プレゼンテーションの発表は統括責任者が主となって行うこと。また、ヒアリングでの回答は全て統括責任者が行うものとする。

- ⑥ 使用する資料は企画提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、追加提案の説明及び追加資料の配布はできないものとする。なお、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ⑦ 動画、音声等を使用してはならない（ただし、プレゼンテーション用ソフト等におけるアニメーション効果の使用については、この限りでない）
- ⑧ プロジェクター（機器名 EPSON プロジェクター 形名 EB-1780W）及びスクリーンを会場に設置した状態とするので、その他、必要な備品（パソコン等の機器）は、応募事業者で用意のうえ、開始時間までに設定を行うものとする。
- ⑨ 応募事業者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ⑩ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付日順とする。
- ⑪ 上記に該当しない事項については、すべて審査委員会の決定によるものとする。

(4) 優先交渉権者 1 者選定方法

二次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査委員会の委員が審査項目での評価を行い、全ての審査が終わったところで、第二次審査の対象者全てを講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、合計得点と同点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の合議によるものとする。

(5) 審査結果の通知・公表

審査委員会終了後、結果を令和5年8月10日（木）までに様式10号で電子メールにて通知する。併せて、市のホームページで公表する。

(6) 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限は、結果通知日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く）以内。
- ・受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで。
- ・提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(7) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② プロポーザル企画提案参加申込書が提出されていない者
- ③ 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ④ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ⑤ 提出書類等に関し故意に応募事業者が判別できるようにした者
- ⑥ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑦ 審査委員会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
- ⑧ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑨ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑩ その他、審査委員会が不適格と認めた者

9 審査項目

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

① 第一次審査

審査項目	審査内容	配点
1) 財政基盤について	・業務を継続していける財政状況であるか。	10
2) 市内事業者の有無	・応募事業者が市内事業者であるか。	10
3) 事務所の拠点	・市内に包括管理としての拠点を設けるか。 ※拠点とは、包括管理業務を行うために設置する事務所のこと。	10
4) 同種業務の実績	・同種業務の実績は豊富であるか。	5
5) 提案額	本業務に係る見積額	15
6) 保守業務等の実施方法	・保守点検等について、業務品質及び効率性を向上し、施設の安全性を確保する仕組みになっているか。 ・市、受託者、協力事業者の役割分担、業務の流れは適切	15

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市の事務負担軽減に資する仕組みとなっているか。 	
7) 修繕業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務について、業務品質及び効率性を向上し、施設の安全性を確保する仕組みになっているか。 ・市、受託者、協力事業者の役割分担、業務の流れは適切であるか。 ・国分寺市の事務負担軽減に資する仕組みとなっているか。 	15
8) 市内協力事業者の活用・選定方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内協力事業者を現行水準と同等かそれ以上の水準で活用するための具体的かつ現実的な提案がされているか。 <u>※水準とは市内事業者を活用している割合、金額を指す。</u> ・市内協力事業者を選定する条件が公平・公正であり、費用対効果や質の高い市内協力事業者を確保できる方法になっているか。 	20
9) 情報共有・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺市（公共施設マネジメント課及び施設所管課）との情報共有や市内事業者及び市職員のスキル等の向上のための具体的な提案がされているか。 	10
10) 事業評価の方法と結果反映	<ul style="list-style-type: none"> ・事業評価の手法（モニタリング）について、その方法や時期など具体的かつ現実的な提案がされているか。 	5
11) 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の効率化を図る仕組み（電子システムの導入等）や建物長寿命、ライフサイクルコストの低減に繋がる取組（巡回点検、中長期修繕計画等）について、具体的かつ現実的な提案がされているか。 	35

② 第二次審査

審査項目	審査内容	配点
12) 本業務の目的・理解	<ul style="list-style-type: none"> ・市が本業務を導入する目的について理解できているか。 ・市の公共施設に関する計画等について理解しているか。 	5
13) 人員・組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関連する部門の組織・人員体制は充実しているか。 	5
14) 事故対応・	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した際の対応が具体的かつ実現的であるか。 	10

緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急を要する事案への即時対応が具体的かつ実現的であるか。 ・市・受託者の役割分担，業務の流れは適切であるか。 	
15) 業務継続の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・協力事業者の変更，次期包括管理の受託者の変更など，状況変化に対して円滑な引継ぎが出来る内容であるか。 	5
16) 定量性 (具体性)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは定量的な内容であるか。又は，定性的な表現の場合，具体性を持たせる時期や考え方について表記，発言はあるか。 	5
17) 統括責任者の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力はあるか。(プレゼンテーション及びヒアリングに対する回答対応能力などを含む) 	10
	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者の実績において，マネジメント力を活かした業務の効率化，改善事例等はあるか。 ・市の包括管理における具体的な行動目標・熱意はあるか。 	10

業務評価点及び内容評価点は次のように判定する

大変優れている	5点
優れている	4点
適切である	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点
説明なし，要件未充足	0点

10 契約

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は，優先交渉権者に選定された者と協議し，委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は，優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い，見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合，本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合，又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし，次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者との契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

11 その他

- ① 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨の単位は円とする。
- ② 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。
- ③ 本募集は、1者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数の6割以上であることを条件とする。
- ④ 市は、提案書について本プロポーザルに参加した企業等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合、契約締結後、同条例に基づき、公開・非公開の判断を行う。
- ⑤ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- ⑥ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑦ 提案書に記載された総括責任者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。
- ⑧ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。
- ⑨ 本プロポーザルの作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した応募事業者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 企画提案参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第1号により辞退の申し出を行うこと。